

Lesson 7

頼りになる! 困ったときの相談先 消費生活センター

消費生活センターは
契約トラブルや商品・サービス
に関する相談窓口です。

消費者トラブルで困ったり、
不安に感じることがあつたら、
一人で悩まずに、相談してみましょう。
行政機関なので、相談は無料です。
専門の相談員が担当しています。
秘密は守られるので安心して、
相談してください。



私たちの行動が社会を変える!!

消費生活センターに相談することは、相談者本人の問題解決だけが目的ではありません。全国の消費生活センターに寄せられた相談に関する情報は集計、分析され、違法な営業活動を行う業者の処分等に生かされています。

また私たちは、日々、何らかの商品やサービスを選んだりしながら消費生活を送っています。その選択を行うときに「社会」「経済」「環境」などを考慮して行うことで、より安全、安心な社会が形成されることになります。

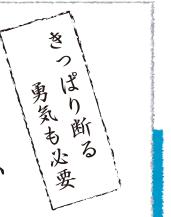
これが「消費者市民社会」なのです。

Lesson 8

大人になる君に伝えたい 大人になっても覚えていたい

大人になる君に

- ・軽い気持ちで契約しない
- ・うまい話に飛びつかない
- ・ネットの情報に流されない
- ・契約をせかす者は相手にしない
- ・借金をしてまで契約しない



消費者ホットライン

TEL (局番なし) **188**

※お住まいの地域の消費生活センターにつながります
※ナビダイヤルです（相談は無料です）

福岡県消費生活センター

TEL **092-632-0999**

月曜～金曜（電話・面談）9:00～16:30 / 日曜（電話のみ）10:00～16:00
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

発行：福岡県消費生活センター（2020年 作成）



大人になる前に知っておきたい

契約と消費者トラブルのはなし



あなたは何歳になったら「大人」になると思いますか？

現在は民法で定める「成年」を「大人」とする考え方方が広く浸透しています。

その「成年」になる年齢が2022年4月1日から18歳に引き下げられることになりました。
18歳で「大人」になる。そんな日が間もなくやってきます。

あなたが大人になる前に、きちんと知っておいてもらいたい。

契約のこと。消費者トラブルのこと。お金のこと。

あなたのこれから的人生のために…さあ、一緒に学びましょう。



